

## 第2 日本原荘 1カ月の利用料

令和6年8月からの月額

事務費			生活費	計	
昨 年 の 収 入	1	1,500,000円以下	10,000 円	54,410 円	64,410 円
	2	1,500,001円～1,600,000円	13,100 円	54,410 円	67,510 円
	3	1,600,001円～1,700,000円	16,100 円	54,410 円	70,510 円
	4	1,700,001円～1,800,000円	19,100 円	54,410 円	73,510 円
	5	1,800,001円～1,900,000円	22,300 円	54,410 円	76,710 円
	6	1,900,001円～2,000,000円	25,300 円	54,410 円	79,710 円
	7	2,000,001円～2,100,000円	30,300 円	54,410 円	84,710 円
	8	2,100,001円～2,200,000円	35,400 円	54,410 円	89,810 円
	9	2,200,001円～2,300,000円	40,500 円	54,410 円	94,910 円
	10	2,300,001円～2,400,000円	45,600 円	54,410 円	100,010 円
	11	2,400,001円～2,500,000円	50,600 円	54,410 円	105,010 円
	12	2,500,001円～2,600,000円	57,700 円	54,410 円	112,110 円
	13	2,600,001円～2,700,000円	64,800 円	54,410 円	119,210 円
	14	2,700,001円～2,800,000円	71,900 円	54,410 円	126,310 円
	15	2,800,001円～2,900,000円	79,000 円	54,410 円	133,410 円
	16	2,900,001円～3,000,000円	86,100 円	54,410 円	140,510 円
	17	3,000,001円～3,100,000円	94,200 円	54,410 円	148,610 円
	18	3,100,001円～3,200,000円	102,400 円	54,410 円	156,810 円
	19	3,200,001円～3,300,000円	110,400 円	54,410 円	164,810 円
	20	3,300,001円～3,400,000円	110,400 円	54,410 円	164,810 円
	21	3,400,001円以上	110,400 円	54,410 円	164,810 円

- ① 事務費について、ご利用者の昨年（1月～12月）の対象収入（年間収入から租税、社会保険料、医療費負担分等の必要経費等を控除した後の収入）に応じて決まります。公的年金源泉徴収票等で確認。収入額に変更がない場合でも年に1回申告が必要になります。

令和4年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者 (フリガナ)	住所又は 居所	生年月日	年金の種類
氏名			
区分		支払金額	源泉徴収税額
所得税法第203条の3第1号、第4号適用分		円	円
所得税法第203条の3第2号、第5号適用分		円	円
所得税法第203条の3第3号、第6号適用分		円	円
所得税法第203条の3第7号適用分		円	円
本人	源泉徴収対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	障害者の数
特別障害者	一般 要人	特定 老人 その他	特別 その他
その他障害者		16歳未満の扶養親族の数	非障害者である親族の数
ひとり親 専業主婦		人 人 人	人 人
源泉徴収対象配偶者	氏名 (フリガナ)	区分	社会保険料の額
控除対象扶養親族	氏名 (フリガナ)	区分	円
16歳未満の扶養親族	氏名 (フリガナ)	区分	
	氏名 (フリガナ)	区分	
	氏名 (フリガナ)	区分	

支払者 法人番号 6000012070001  
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号  
官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長

※対象収入には、年金のほか土地の売却やアパートの賃料などが当てはまります。収入がわかる通帳をコピーさせていただくことがあります。コピーを拒否された場合は最高額の請求となります。また、収入等に虚偽の報告をされた場合、判明した時点で差額分をお支払いいただくと同時に解約の手続きを行います。ご注意ください。

入所日（4月～5月頃）によっては、一年前だけでなく、一昨年の収入額をお聞きする場合がありますので、ご了承ください。

- ② 生活費のうち、外出、外泊等により、欠食される場合は、1週間前までに申告いただくと欠食した分の食事費用を差引かせていただきます。
- ③ 11月から3月までの期間、冬季加算として生活費に1,960円加算した額を請求させていただきます。
- ④ 月の途中の入荘、または退所された場合は、日割り計算をした上で請求させていただきます。
- ⑤ 介護保険を使っのデイサービスやホームヘルプサービスについては、施設の利用料に含まれず、別途利用料が発生します。
- ⑥ 退所される際は、（畳や障子、傷ついた壁紙など）利用開始前の状態への原状復帰をしていただくため、別途費用をいただきます。
- ⑦ その他の費用

電気代、電話代は、実費となります。電話代は月末締め、電気代は翌月の10日までの検針日で請求させていただきます。

個人の嗜好品（お菓子等は月～土の午後、事務所前のホール内にて売店を開いております。）、消耗品（紙おむつ等）はその都度お支払いいただきます。

- ◆ 生活費及び事務費等は、国の基準により改定になった場合は変更します。
- ◆ 夫婦で入居される場合については、お二人の収入及び必要経費を合算し、合計額の1/2をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が1,500,000円以下の場合は、上記表の額から30%減額した額を本人の事務費（月額）とします。